数に加算する。

6　注１及び注２に規定する場合であって、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。）に精神科訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注５に規定する夜間・早朝訪問看護加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　210点

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　210点

⑵　月16日目以降　190点

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　180点

⑵　月16日目以降　130点

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　120点

⑵　月16日目以降　95点

ホ　同一建物内50人以上

⑴　月15日目まで　100点

⑵　月16日目以降　80点

7　注１及び注２に規定する場合であって、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。）に精神科訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注６に規定する深夜訪問看護加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　420点

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　420点

⑵　月16日目以降　400点

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　390点

⑵　月16日目以降　230点

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　210点

⑵　月16日目以降　150点

ホ　同一建物内50人以上

⑴　月15日目まで　180点

⑵　月16日目以降　130点

8　注１及び注２に規定する場合であって、患者又はその家族等の求めを受けた診療所又は在宅療養支援病院の保険医（精神科の医師に限る。）の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に精神科訪問看護・指導を実施した場合には、精神科緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　月14日目まで　265点

ロ　月15日目以降　200点

9　精神科訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又はＣ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料は、算定しない。

10　精神科訪問看護・指導に要した交通費は、患家の負担とする。

11　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関（訪問看護を行うものに限る。）の保険医が必要と認めて、１日に２回又は３回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、同一日に、当該加算又は区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注３に規定する難病等複数回訪問加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　１日に２回の場合

⑴　同一建物内１人又は２人　450点

⑵　同一建物内３人以上９人以下　400点

⑶　同一建物内10人以上19人以下　370点

⑷　同一建物内20人以上49人以下　350点

⑸　同一建物内50人以上　330点

ロ　１日に３回以上の場合

⑴　同一建物内１人又は２人　800点

⑵　同一建物内３人以上９人以下

①　月20日目まで　720点

②　月21日目以降　690点

⑶　同一建物内10人以上19人以下

①　月20日目まで　630点

②　月21日目以降　520点

⑷　同一建物内20人以上49人以下

①　月20日目まで　480点

②　月21日目以降　350点

⑸　同一建物内50人以上

①　月20日目まで　410点

②　月21日目以降　300点

12　別に厚生労働大臣が定める者について、保険医療機関の看護師又は准看護師が、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者と連携し、喀痰吸引等が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月１回に限り250点を所定点数に加算する。

13　次のいずれかに該当する精神科訪問看護・指導を行う場合、特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ　保険医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である患者に対して精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合

⑴　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が精神科訪問看護・指導を行う場合

⑵　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して精神科訪問看護・指導を行う場合

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して精神科訪問看護・指導を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

⑴　最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である患者に精神科訪問看護・指導を行う場合

⑵　最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び精神科訪問看護・指導の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合